

令和7年6月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和7年6月25日（水）午後2時42分～

場所：本庁舎5階 5-1・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和7年6月25日（水）、本庁舎5階 5-1・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 5 番	伊 澤 忠 治
2 番	小 林 正 幸	1 6 番	井 出 茂 康
3 番	永 野 良 徳	1 7 番	漆 原 豊 彦
4 番	田 代 恵 美 子	1 8 番	北 村 利 夫
5 番	西 山 弘 行	1 9 番	宮 治 政 彦
6 番	関 根 栄 一	2 0 番	安 藤 康 彦
7 番	齋 藤 義 治	2 1 番	佐 藤 智 哉
8 番	井 上 哲 夫	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	上 田 洋 子	2 3 番	平 川 勝 昌
1 0 番	吉 川 誠	2 4 番	神 崎 享 子
1 2 番	三 上 健 一	2 5 番	砂 川 耕 介
1 3 番	吉 原 豊		
1 4 番	加 藤 登		

欠席委員は、次のとおり

1 1 番	飯 田 芳 一
-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	山 本	主 幹	坂 間	上級主査	松 森
主 査	久 保				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 18号 非農地証明願について
- 日程第 3 議案第 19号 特定都市農地貸付け承認申請について
- 日程第 4 議案第 20号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案
について
- 日程第 5 報告第 9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案
の変更について
- 日程第 6 報告第 10号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 7 報告第 11号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて
- 日程第 8 議案第 21号 令和8年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る
意見書について

開会 午後2時42分

事務局（山本事務局長） それでは、定刻を大分過ぎまして、大変申し訳ございません。それでは、早速「藤沢市農業委員会総会」を始めてまいりたいと思います。

本日の出席状況を、まず確認させていただきます。委員の総数25名に対して、出席者数が24名となっております。

まず初めに、齋藤会長から御挨拶をいただきたいと思います。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

梅雨入りということでございますが、田んぼには水が張られまして、稲がすくすくと育っている様子に、日本の農業の力強さというのを感じる季節になりました。各地で水稻の作付けが順調に進んでおり、今年もまた豊作を期待したいと思います。

一方で、米を取り巻く環境というものは、依然として厳しくて、事業の減少や価格の変動、さらに高齢化や担い手不足といったような課題も山積しております。

政府の農政も、食料の安全保障の強化や維持可能な農業経営の推進が求められております。

私たち農業委員会も、地域農業の安定と発展に向けて耕作放棄地の解消や担い手の育成、また地元の声を国や県に届ける役割を果たしてまいりたいと思っております。

本日も、皆様方の御協力を賜りながら形成的な議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、6月の総会を開会いたします。

よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局（山本事務局長） 会長、ありがとうございます。

それでは、これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、ここから齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（久保主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、21番の佐藤智哉委員と24番の神崎享子委員の御両名をお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松森上級主査。

事務局（松森上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」御説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者2人。所有面積、15a。耕作面積、26a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、石川の2筆。地目、いずれも田。地積、2筆合計で534㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

4番、田代委員。

第2種農地。現地確認日、令和7年6月12日。

続きまして、番号2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、宮原の1筆。地目、畑。地積、608㎡。内容、昭和35年頃より貸資材置場として利用し、現在に至る。確認資料、平成8年航空写真。農地種別、第3種農地。現地確認日、令和7年6月12日。

続きまして、地区、六会・長後。番号3。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、西俣野の1筆。地目、畑。地積、366㎡。内容、昭和55年頃より住宅の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成8年航空写真。農地種別、第1種農地。現地確認日、令和7年6月17日。

続きまして、地区、藤鶴・村岡・明治。番号4。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、白旗四丁目の1筆。地目、田。地積、45㎡。内容、平成8年頃より貸駐車場敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成8年航空写真。農地種別、第3種農地。現地確認日、令和7年6月17日。

続きまして、4ページをお開きください。地区、藤鶴・村岡・明治。番号5。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、白旗四丁目の1筆。地目、畑。地積、103㎡。内容、平成3年頃より住宅の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。農地種別、第3種農地。現地確認日、令和7年6月17日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

10番、吉川委員。

10番（吉川 誠委員） 資料は3ページをお開きください。

本件の申請地は、御所見市民センターから南西に約400mの土地になります。

申請者は、宮原の土地を、昭和55年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っているとのことでございます。

申請地の農地の区分は、御所見市民センターから500m以内であるため、

たします。

次に移ります。

日程第3、議案第19号「特定都市農地貸付け承認申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松森上級主査。

事務局（松森上級主査） それでは、「特定都市農地貸付け承認申請」について、御説明させていただきます。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。土地所有者、住所氏名、記載のとおり。当該農地、並木台二丁目の1筆。地目、畑。地積、1, 111㎡。内容、市民農園（マイファーム藤沢（仮））。新規。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

25番、砂川委員。

25番（砂川耕介委員） 資料は、8ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道田谷・藤沢線にある「村岡消防出張所前」交差点より北東に約350mの農地になります。

本件について、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づき、申請者が土地所有者から農地を借り受け、市民農園を開設するものです。

また、開設にあたり申請者、所有者、藤沢市の三者で貸付協定を締結しており、法人に管理、運営を委託するとのことです。

事業計画については、15㎡区画が47区画で、賃料は月額6,600円となっており、契約期間は1年で、毎年契約を更新します。

なお、利用者の募集方法については、インターネットやチラシ、掲示等による一般公募とし、選考方法は先着順であることなど、公正かつ適正です。

管理、運営を行う法人については、既に横浜市や川崎市など近隣市でも運営を行っており、管理人が定期巡回を行うなど、適切な管理を行っているため、

当該地についても適正な管理運営が行われるものと判断いたします。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第19号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第19号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第20号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を上程いたします。

なお、本議案、番号9については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

（対象委員：退席）

それでは、本議案番号9について、事務局からの説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」、御説明いたします。

番号9は、亀井野を中心に275aを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を作付けしていくとのことでした。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —

―― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第20号、番号9について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第20号、番号9について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

（退席委員：入室）

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案番号1から番号8、番号10から番号14について事務局からの説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 議案書の6ページからになります。

番号1は、用田を中心に283aを耕作する方の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では野菜を作付けしていくとのことです。

番号2は、用田を中心に720aを耕作する法人の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

番号3は、葛原を中心に348aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号4は、瀬郷で9aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号5は、宮原で49aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

番号6は、遠藤で10aを耕作する法人の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号7、番号8は、遠藤で58aを耕作する法人の利用権設定からの農地中間管理への切り替え分で、当該地では芝を栽培していくとのことです。

一つ飛びまして、番号10は、葛原を中心に262aを耕作する方の新規借

員会で検討・協議し、意見書の案を作成しましたので、総会にお諮りするものです。

それでは、内容につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局（坂間主幹） それでは、事務局から、説明をさせていただきます。

議案書の18ページとなります。

表紙は、本市農業の状況や農業委員会の役割等について記載しております。

それでは、表紙について読み上げさせていただきます。

令和8年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書

日頃から、当農業委員会の活動に格別の御理解と御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、温暖な気候と平坦な地形等の良好な自然条件と、大消費地を控えた有利な立地条件のもとで、野菜、花き、果樹、植木、畜産などの都市型農業が展開されております。

また、市内に広がる豊かな田園風景は、市民に新鮮で安全な農産物を提供するとともに、緑地空間、防災空間としての機能を有するだけでなく、都市部に住む人にとっては「心のふるさと」として魅力を感じさせるものとなっています。

しかしながら、本市におきましても農家世帯の高齢化、後継者や担い手不足、遊休農地の増加とともに、有害鳥獣や異常気象等による農作物被害、また、燃料や飼料等の高騰による売上高の減少など、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。

つきましては、本市農業の輝ける未来に向け、全ての農業者が誇りや希望を持って営農を続けることができるよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、令和8年度に係る藤沢市の予算編成並びに農業施策に関する意見書を提出させていただきます。

次に、意見書の内容について御説明いたします。

議案書の19ページからとなりますが、1ページをおめくりいただきまして、20ページが「目次」となります。

本意見書につきましては、昨年同様4つの大項目で構成されております。

1つ目が「担い手への農地利用の集積・集約化のための施策」、2つ目が「遊休農地の発生防止・解消のための施策」、3つ目が「新規参入の促進のための施策」、4つ目が「その他地域農業の維持・発展のための施策」となっております。

それでは、21ページから順に御説明をさせていただきます。

各大項目の下には、具体的な施策の提案させていただいておりまして、昨年度と同じ提案の内容につきましては【継続】、昨年度からの、文言等の修正あるいは内容の追加については【一部修正】、今年度新たに意見提出する内容につきましては【新規】と記載しております。

それでは、大項目の1つ目「1 担い手への農地利用の集積・集約化のための施策」

(1) 水田の保全に対する支援・助成について

①水稲生産は利益率が低く、担い手不足の状態、水田の保全が大変厳しい状況である。水害防止等多面的な機能を有する水田を、今後も維持するとともに、また、後継者等が水田耕作を志すためにも、エコファーマー等を対象に奨励金を交付する水田保全事業については、恒久的に継続をしていくこと。こちらは、昨年同様【継続】としております。

②面積が狭い等作業効率が悪い水田については、国の農地耕作条件改善事業を活用するなど、農作業環境の向上に向けた支援策の検討を行うこと。こちらも、昨年と同様【継続】としております。

続きまして、(2) 農道や水路等の整備について

①農業用水路については、支線を含めて老朽化が著しく、全面的な改修の必要性を強く感じているところであるが、補修費用については、地元3割、市7割の負担割合となっており、全面改修となった場合には地元にとって

は非常に大きな負担となる。また、堰等の大規模改修では、改修費用が多額となることから、地元での負担が難しいケースも見受けられる。

多面的な機能を有する水田を今後も保全するため、農業用水路の改修は喫緊の課題であることを認識し、また、近隣においては、改修において地元負担を求めない市も多いことから、本市においても、地元負担をなくすよう、負担割合を定めた条例等の改正を行うとともに、全面改修の推進を図ること。こちらは、昨年と同様【継続】としております。

②農繁期に農地に接する道路等で、一般車両との事故や農作業の妨げになる事案が多いため、具体的な対策と注意喚起のPRを、広報等のメディアを通じて行うこと。こちらも、昨年同様【継続】としております。

③畑灌水については、老朽化が進んでいることから、改修事業費の拡充を図ること。こちらも、昨年と同様【継続】としております。

ページをおめくりいただきまして、22ページになります。

(3) 地域計画の実行について

こちらにつきましては、昨年、地域計画を策定いたしましたので、今年度については、「実行に移る」ということで、その内容に即した形で文言を【一部修正】として取り上げております。読み上げさせていただきます。

人と農地の問題を解決する「人・農地プラン」については「地域計画」として法定化され、本市においても地区ごとに地域計画が策定されたが、今後も多くの農家が、藤沢の農業の将来に関心を持ち、地区農家の総意で取り組みが進むよう、市が農業委員会と連携を密にして、地域の実情に即した実効性の確保に努めること。とし、【一部修正】としております。

続きまして、大項目の2つ目「2 遊休農地の発生防止・解消のための施策」でございます。

(1) 遊休農地の発生防止について

平成29年度から遊休農地への課税強化が実施されているところであるが、所有者が、農地の遊休化を回避するような、さらなる課税強化等、実効性のある施策を講じるよう国、県に要望すること。こちらも、昨年と同様【継

続】としております。

(2) 遊休農地解消における支援について

現在、遊休農地解消対策事業として、遊休・荒廃農地の所有権または利用するための権利を取得し、開墾する際に要する費用の助成を行っているが、制度を知らない農業者も多いことから、関係機関を通じて周知を図ること。また、開墾の費用を鑑みて、補助単価の増額を検討すること。こちらも、昨年同様【継続】としております。

(3) 遊休農地からの被害防除に対する支援について

農地に隣接する遊休農地からの草木や竹、また倒木等の撤去への支援を検討すること。こちらも、昨年と同様【継続】としております。

続きまして、大項目の「3 新規参入の促進のための施策」

(1) 後継者や新規参入者への支援について

国の新規就農者育成総合対策（経営開始資金）については、農業後継者も交付対象となり得ることを、各農家に積極的に情報提供するとともに、経済的負担の大きい農業用施設や、機械の更新費用について、助成や新規就農後の数年間の所得補償など、市独自の支援策の拡充を検討すること。こちらも、昨年と同様【継続】としております。

(2) マッチング制度の創設について

農業後継者が減少している中、藤沢市では、新規就農希望者が多く、今後の都市農業を支える重要な役割を果たしている。

一方で新規就農者は、農業アカデミーや、一部認定農業者のもとで研修を重ねた後に就農するが、設備投資への不安感や、地域での孤独感を抱えている人もいる。また、既存の農業者の中にも、後継者がおらず離農せざるを得ない農業者もおり、農地の荒廃化、遊休化の要因となっている。

こうした課題の解決に向け、新規就農者と農業者をマッチングする制度の創設について検討すること。こちらも、昨年度と同様【継続】としております。

続きまして、大項目の4 「4 その他地域農業の維持・発展のための施策」

(1) 地産地消等藤沢産農畜産物の利用促進について

6次産業化を含めた藤沢産農畜産物の一層の消費拡大を図るため、次の取組を推進すること。

①小・中学校給食における藤沢産農畜産物の利用促進を図るべく、市域全校において利用品目や利用量のさらなる増加に向けた取組を推進すること。また、給食や稲刈り等農作業体験を通じた市内産農産物への関心を高める活動だけでなく、地元で採れた野菜の新鮮さや安全性について、小中学生のみならず広く市民に理解が深まるよう、動画配信サービスに代表されるSNS等の活用を含めた周知方法について検討すること。こちらも、昨年と同様【継続】としております。

②新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言下では、生活様式の変化から、市内産農畜産物の重要性が注目されたが、今後もイベントや公共施設等を活用して、市内産農畜産物のPRを積極的に行い、販路拡大に向けた取組を推進するとともに、公共施設内の花き・植木等については、さらなる市内産の活用を推進すること。こちらも、昨年同様【継続】としております。

(2) 農業経営への支援について

農業経営の安定を図り、環境保全型農業を推進するため、次の取組を推進すること。

①援農ボランティアや農福連携など、他産業からの人材確保が図れるよう地元企業等へ広くPRを行うとともに、農業者とのマッチングなど、制度づくりと支援策を検討すること。こちらも、昨年と同様【継続】としております。

②市場出荷だけではなく、JAの直売所等へ出荷する農業者に対し、支援策を検討すること。こちらも、昨年と同様【継続】としております。

③各農家とも燃料や肥料及び飼料等の高騰により、経営環境が逼迫しているため、急激な価格上昇時等における補助等、市独自の支援策を検討するとともに、国・県等に対しても継続して要望を行っていくこと。こちらは、

後段の「国・県等に対しても継続して要望を行っていくこと。」という文言を加え【一部修正】とさせていただきます。

④野菜果樹等の再生産価格に準じた販売力強化の後押し等を図ること。こちらは、昨年と同様で【継続】でございます。

⑤は、新規でございます。内容につきましては、ビニールハウスの張替補助について、補助対象をフィルム素材だけでなく、ガラス温室やアクリル板ハウスからフィルムへの張替等も補助対象となるよう、実情に合った補助について検討すること。こちらを【新規】、追加しております。

⑥、こちらも新規でございます。農業DX（次世代型農業支援サービス）の導入に向けた経費の補助について検討すること。こちらを【新規】として追加しております。

⑦藤沢市の農水産業振興対策事業に係る補助金については、基盤整備や農畜産・水産の振興に係る補助金が中心となっているが、県内他市では、時代に即した多様なメニューが用意されていることから、本市においても、農水産業の振興に資する補助金の拡充について検討すること。こちらを【新規】として追加してございます。

(3) 有害鳥獣対策に係る支援について

農業被害をもたらす鳥獣の捕獲後の処分費支援の継続と、カラス等鳥獣の効果的な防除策や、個体数の管理を、県や関係機関と協力して検討すること。有害鳥獣の範囲や相談受付窓口について、農業者にわかりやすいよう整理し、周知を図ること。

また、令和元年からジャンボタニシが大量発生し始め、水稻被害が懸念されることから、駆除について適切な支援を行うこと。こちらも【継続】としております。

(4) 農業・農地の有益性に関する啓発について

国土の保全・水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的な機能を持つ農業・農地の有益性を広く市民に啓発すること。また、ペットのフン害及び有害鳥獣への餌やりの防止、特に農地への不法

投棄防止について対策を図ること。こちらも【継続】としております。

(5) 浸水対策について

近年、集中豪雨による農地の浸水被害が発生しており、未改修区間においては依然として浸水箇所が見受けられることから、河川浸水対策の早期の実現を図るよう、県に引き続き要望すること。こちらも【継続】としております。

(6) 農業残渣等の廃棄に係る支援について

農業のためのやむを得ない野焼きは例外として認められているが、消防等の機関では対応が異なっていることから、統一した対応を図ること。また、実際には苦情等で野焼きを実施できない状況であり、農家が農業残渣や剪定枝等農業で発生した廃棄物の処理について苦慮していることから、サーキュラーエコノミーの観点からも廃棄物処理における農家支援の方策を検討すること。こちらも、昨年同様【継続】としております。

(7) 自然災害による農産物等の被害対策について

近年、突風や竜巻による局地的被害が多発しており、被害が甚大な場合は、営農継続に向けた再建が難しくなる状況が生じている。国が補助対象とすべき大規模災害への支援はもとより、局地的な災害も補助対象とするよう、県と連携して実効性の高い対策を講じること。【継続】

(8) 中小規模経営体の支援について、

食料・農業・農村基本計画の見直しを受け、都市農業を支える小規模・家族の経営体についても、将来に向けて営農が継続されるよう配慮するとともに、必要な支援策を引き続きこうじていくこと。こちら継続としております。

(9) 農作業における労働衛生管理について

こちらは、新規でございます。

地球温暖化の影響により、農作業は年々過酷なものとなっていることから、熱中症対策は喫緊の課題となっている。

このことから、農作業における労働衛生環境について、各農業者が適切な

対策を行えるよう、具体的な施策を策定すること。こちらを【新規】として追加しております。

内容説明は、以上となりますが、本総会でこの議案が承認された後は、7月3日に「意見書」を市長に提出いたします。当日は、齋藤会長、小林職務代理、井上施策検討小委員会委員長、漆原施策検討小委員会副委員長が、農業委員会を代表して出席していただくことになっております。

事務局からは、以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） ありがとうございます。

説明が終わりました。これは、先日程行われました施策検討小委員会の中で、藤沢市の農業の今後の在り方あるいはいろいろなことを皆さんで相談をしたものですが、皆さん、委員の方から、そのほかに何か、これに関して、もし意見等がございましたら、お願いをしたいと思いますが、いかがですか。

この意見書は、毎年出しているわけですが、その中でも、今年は、たしかビニールハウスのビニールの補助というものが、現実的に補助されました。いろいろ意見書を出したことによって成果が出てくるわけですが、新規の要望も増えておりますので、その辺につきましても、皆様方から何か意見等がございましたらお願いをしたいと思いますが、いかがですか。

井出委員。

16番（井出茂康委員） 最後の新規の9番のところですが、「労働衛生管理について」という形ですが、どのようなものが、――まだ具体的には挙がってきていないのは百も承知ですが、例えばどのようなものを、補助とか申請とかが可能になる要望としていくのかなと思っているのですが。

議長（齋藤義治委員） これは、温暖化によって熱中症の被害がかなり出ていますよね。ですから、建設業界ですとか、外でやる業界は、その辺は、規制がかなり厳しくなって、水ですとか塩ですとか、そういうものを用意しろと。あるいは最近の工事現場を見ますと、外に簡易テントを張って休むところをつくったり、かき氷を食べさせたりということをやっているのですが、農家も外でやるわけですから、例えばいろいろな人を使ったりしてやっていると、そういう施設も

必要ではないかと思うんですよ。

そのほかにも、例えば休憩所にエアコンを入れたり、そういうこともやはり対象になるのではないかというようなことも考えていまして、今回はざっとした大きなアレでやっていますが、もう少しこれが具体的になれば、こういうことをしてほしい、ああいうことをしてほしいということも書き込みたいと思っておりますので、そのほか……

8番（井上哲夫委員） 私も9番については、新規ということで、こういうものを入れたということは、やはり温暖化の対策も大きなものだというふうに思っております。これからは、農業を、労働する環境を整えるという意味では、こういうものを入れたのはいいのではないかと感じました。

温暖化で、今年は20日過ぎてから梅雨の中で大分暑かったということで、例えば空調スーツ、何年か前から建設業界でもそういうものを取り入れて作業をしているのを見て、私も、実は何年か前に、3年ぐらい前に息子がおやじとおふくろにということで買ってくれたんですよ。ただ、大き過ぎてブカブカして作業がしにくいということで、自分のところの植木か何かを刈るときに使っていたぐらいで、ほとんど使っていなかったんです。

ところが今年は、うちのパートさんが、ベスト型のやつがあつて、それを自ら買って、それを着て作業をし始めたんです。そうしたら、もう一人の人もそれを買ってきて、それを着て作業をし始めて、私もそれを見て、中のファンと充電器を使えるので、ベストだけ買ってきて、いつでも使えるようにしてありますけれども、昨日あたりは、まだ暑さも大したことなかったもので、まだ使っていないのですが、そういう動きが我が家ではあったということです。

あと、私個人的には、「アシストスーツ」というのが最近あるので、将来的にそういうものを買って、重いものを持つときに、女性でも簡単にできていいのではないかなと思っています。

だから、いろいろ考えてみますと、これからもいろいろあるのかなというふうに……、それも、しかも、だから市の、行政のほうで補助対象になるようなものがあれば、労働環境というのがだんだんよくなっていくように、市の支援

もいただければと思っています。

以上です。

議長（齋藤義治委員） そのほかに、何かありますか。

西山委員。

5 番（西山弘行委員） 今回の、井上さんに聞きたいのですが、空調のスーツ、使っていらっしやらないとはおっしゃいましたけれども、パートさんは、どの程度効果があるものなのかなというのは興味があるのですが、非常に。

8 番（井上哲夫委員） ベスト型のものを自ら買ったということで、その人は、このところずっと着ています。今日も着ていました。だから、私も買って準備はしているんだけど、まだ着ていない。ただ、試験的にちょっと着てみたら、まあ涼しいのかなと思ってるんだけど、男性がハードな仕事をする場合に、ちょっとこんなもの着たら……、というのものもあるかもしれないんだけど、普通の作業では、それは、まあ個人個人、私は、これを着てやったほうが仕事はしやすいよということであれば、いいのかなと思って……。

これから、ちょっと検討という意味では、それが絶対的にいいというような表現をするまではないと……

5 番（西山弘行委員） もちろんそうですけれども、取りあえずの感想は……

8 番（井上哲夫委員） ……

15 番（伊澤忠治委員） 私も使っています。もう3年ぐらい使っていますけれども、ただ、あれは、あくまでも35℃の外の熱風が、そのまま入ってきますから、その状態では効果はないです。

それで、今年、近くにDCM、前はドイツと言いましたけれども、ホームセンターがあって、何気なく見ていたら、十数年前から売られている、ぬらして首に巻くと、気化熱で首周りが非常に涼しくなるというのがはやったんですが、それをベスト型にしたやつが売っていたんですね、1,280円でしたかね。

それで、ここ何日間か35℃近く上がりましたよね。そのとき試しに、うちの作業所、梨畑、ブドウ畑ですけれども、作業をしているときに井戸水が配置

してありますから、それでぬらして、それを着て空調のやつをやりますと、もの見事に抜群の効果を出したんですよ。

それで、気化熱で体温を乾燥させようとして熱が出たやつは、空調の34℃、35℃の熱風が入ってきても、それでどんどん外へ出しますので汗をかくことなく、隣で息子は使わないでやっているから、顔中汗をかいていますけれども、私は全然汗をかくこともなく、それは、ちょうど1時間半ぐらいで、全部乾いてしまいます。そしたら、またそれを井戸水でぬらして、またベストを着て、その上から空調服を着る。そうすることによって、夕方までこのところずっとやっていますけれども、全く、はっきり言って、顔に汗をかくことはないです。

だから、それが出たので、息子には、私が試験的にやって、効果があったらおまえにも買ってやるからというので、当然経費で落としますからね(笑い)。

そういうことですが、言っておきますけれども、ブドウ棚の下での作業ですよ。当然日陰ですよ。

8番(井上哲夫委員) うちなんかはハウスの中の遮光した中で作業をしているから、だから、言ってみれば日陰かもしれないけれども、ただ、やはり建設作業員の方は、炎天下でやっているんだよね。あれを見ていて、数年前に、こういうものができたんだ、なるほどなと思ったんです。それを息子に買ってもらって着ただけけれども、確かにファンで中へ風を送っているから、涼しいんだけど、汗が中で出て、中の衣類が汗だくになってしまう。

ただ、それを、休憩時間に脱いだときに変えるとかという工夫をすれば使えるのかなと思うんだけど、今回は、ベストのやつだから、作業性もいいし、汗も、中でかいても、そんなに違和感はないのかなというふうに思ったんだけどね。

5番(西山弘行委員) 僕の経験から言うと、冷感シャツみたいなのを着て、その風を送れば、汗がそのままうまく冷たく感じてくるので、そんなに体温は上がらないのではないかなと。

15番(伊澤忠治委員) ちなみに私も、肌着も全部冷感のやつを着ています。コッ

トンはぜったいだめですね。

5 番（西山弘行委員） そうですね。

15 番（伊澤忠治委員） コットンは、昔は、体にはやはり天然のものと言われましたけれども、こういう環境下では、やはりユニクロとかワークマンで、今日も肌に着ていますけれども、着るとひんやりで、かいた汗はすぐ放出するという、そういうものをつけて、なおかつそういったものをやればね。

私は、今までも、本当に暑くなったら、そのファンは使ってなかったんですよ。でも、その試しに買ったやつで、気化熱を利用して、だからベストになっていますね。前と後ろは布になっていて、その両サイドはひもで体に合わせて調整するようになっているんですよ。

それで、1 時間半の間隔ぐらいでぬらして、また着て、それをやっているのと、35℃ぐらいのもともどもひんやりして、作業性は非常によく、夕方になっても疲れない。

ちなみに、クロネコヤマトは、全国一斉にあれを作業員に配るそうです。うちに来たヤマトの作業員が、そんな話をしてくれましたので、だから、そういったものも続々採用している企業も出てきたということですね。

ただ、本当の炎天下では、そのままやっても、ただ、熱風が入ってくるだけというので、だから、ドイツで売っていたそれを考えた人は、非常に賢いなと思ってね。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 商品の説明会みたいになってしまったけれどもね。

佐藤委員、どうぞ。

21 番（佐藤智哉委員） 根本的な話になりますけれども、今年は6月1日から、熱中症対策って義務化されているはずですね、事業者は。なので、雇用している人たちは、働いている人に対して、ちゃんと対策を講じなければいけないんですね。なので、そこかなと思います。

うちの場合だと、空調が効く、効かないとかではなくて、渡しています、提供しています。かつ、それでも足りないという人に対しては、保冷剤とか、あ

とは帽子とか、それで、例えばハウスの中って、まあ露地もそうですけれども、幾ら遮光したって、ハウスの中は、今の時期だと40℃近くいくんですよ。全開にしたって30℃後半とか、熱中症対策の暑さ指数があるんですけども、それが28℃から31℃で、あと湿度もあります、それを見たときの数値が熱中症というのが出てきたら、もうアウトですね。

それで、1時間以上その環境の中で作業をさせてはだめだとか、連続して4時間以上作業をさせてはだめですよみたいなものがあるので、その対策を講じてどうするかということなので、働き方とか、今までのように連続で働かせてはいけないとか、事業者が考えなければいけないことに対して、多分最後のページに出ていたことに補助が出るようなことがあれば、ありがたいと思います。

議長（齋藤義治委員） そのほかに何かございませんか。それ以外のことでも結構ですから。

落合委員。

1番（落合喜治委員） （8）の「中小規模経営体の支援について」ですが、これは、具体的にどういうことを考えているのか。

それで、（2）の「農業経営への支援について」というところが①から⑦まで具体的にありますが、（8）の「小規模・家族の経営体について」、これはどのような支援策を期待して、このような文言が入っているのか、お聞きしたいと思います。

議長（齋藤義治委員） これは、多分国のほうは、集積をして大型化ということで、要するに大型の農業というものを目的として補助金ですとか、そういうことを検討しているわけですが、日本で、日本の農業を支えているのは中小、弱小の小さな農家が多いのですが、その農家に対する補助というものが非常に少ないわけですよ。大型化に対するいろいろな補助金は増えていますが、要するに本来、中小ですとか弱小の農家に対する補助をもっと増やしてほしいということの意味しているのだと思います。

それでいいですか。――多分それで……、何しろ大型化、大型化ということ

を言っていますので、それに対することだと思います。

1 番（落合喜治委員） ありがとうございます。

そうしたときに、例えばビニールハウスの張替補助とか、多分ハウス組合とか、そのものに入っていないと受けられないと思いますが、そういったことを小規模・家族経営体についても受けられるようにしていただけるとありがたいんですけども。

議長（齋藤義治委員） ビニールハウスの張り替えは、今回、藤沢市独自のものなんですよ。藤沢市の予算でやっているわけですから、本来は、国、県がやっていたらいいわけですけども、ビニールハウスの張り替えを申し込んだ方はいらっしゃいますか。

佐藤さんも張り替えを申し込んだんですか。

2 1 番（佐藤智哉委員） 申込みましたけれども、ハウス部会に入っていないので…

…

2 4 番（神崎享子委員） 部会に入っている、入っていないは関係ない。市が……

2 1 番（佐藤智哉委員） 市が設けた、何か要件がクリアしていればできるはずで…

…

8 番（井上哲夫委員） ただ、1, 900万の中だから、手を挙げている人が大分多いみたいで、今年度の予算で全部はできない。

2 4 番（神崎享子委員） だから、継続してください的な……

8 番（井上哲夫委員） 継続するという話もあるけれどもね。

事務局（坂間主幹） 申請件数ですけども、昨日、議会で議員から、市に質問が、この件でありましたけれども、その回答が、5月8日から5月23日までの期間受付の結果、申請件数が合計で35件あったそうです。

それで、想定を上回ったことから、選考を行って、予算の範囲内で支援しているということですね。

今回、ビニールハウス、ガラス温室についての意見要望を農業委員会からしますけれども、市議会のほうからも、ガラス温室についても、補助を希望する農家の声を聞いているということで、ガラス温室に対する補助等、幅広い施設

園芸農家の支援について伺いたいということの回答で、市の回答は、今後につきましては、今回の申請状況を踏まえて、支援の内容や方法について検討してまいりたいと考えております。というような回答をいただいているところでございます。

議長（齋藤義治委員） 今、農業者の議員がいないので、ちなみにその質問をした議員は誰ですか。

事務局（坂間主幹） 松長議員です。

議長（齋藤義治委員） はい。

ほかに何かございませんか。

24番（神崎享子委員） それも含めて、これは今年限りではなくて継続してほしいという文言を加えたらどうでしょうか。

（発言：錯綜）

議長（齋藤義治委員） そのほかに、補助金で、ぜひとも出してくれというものはないですか。——何かありませんか。

「農業のDX化」ということで、いわゆるパソコン等の補助金は、また別なITの何かの補助金申請があると思うので、農業からも、これを出していきなと思ってしています。多分青色申告ですとか、そういうことで、これからパソコンというものがどんどん使われると思いますので、その辺も新規に出していただきました。

そのほかに、何かございませんか。

21番（佐藤智哉委員） 情報ですけれども、神奈川県の方で、何か狙い撃ちみたいな感じで、年間農産物販売金額が250万から1,500万という、その中間のところというのを底上げするための補助金が出る、もう出しています。それが、だから3分の1補助が出るみたいで、例えば何か新しいことをやるのにかかる費用を補助しますよというのが、多分県のホームページにも出ているはずです。

議長（齋藤義治委員） 今、ほかの業界なんかだと、結構いろいろな補助金が出ているんですね。ですから、農業関係も、もっともっと出していかなきゃいけない

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（ 番）

署名委員（ 番）